

# 農業経営の万ーに!! 平成31年から 収入保険制度が始まります

収入保険制度が平成31年1月から始まります。異常気象や価格の低下による収入の減少は、農業者の生活を圧迫するだけでなく農業経営にも影響を及ぼします。新たに始まる収入保険制度について理解を深め、農業経営に上手に活用しましょう。

今後、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組み農業経営者を育成することが必要です。こうした中で、現行の農業災害補償制度は、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外である②対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていないといった問題がありました。

このため、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体をみて総合的に対応し得る収入保険制度を導入することにより、収益性の高い野菜等の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジする意欲ある農業経営者の取り組みを支援していきます。

新しく導入される収入保険では、保険料の掛金率は1%程度で、農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます。

(農林水産省「収入保険制度の導入について」より抜粋)

## 現行農業共済制度の問題点等

- 自然災害による収量減少を対象とし、価格低下等は対象外
- 対象品目は収量を確認できるものに限定されており、農業経営全体をカバーしていない
- 加入単位も品目ごとになっており、農業経営全体を一括してカバーできない
- 耕地ごとの損害査定を基本

他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組み農業経営者を育成する必要

## 収入保険制度

農業経営全体を対象としたセーフティーネット

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度

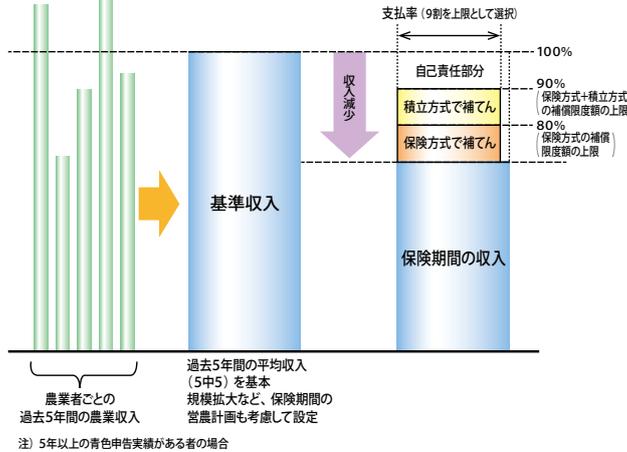
- ・原則として全ての農業経営品目を対象
- ・価格低下も含めた収入減少を補てん
- ・農業経営全体として加入

収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジする農業経営者の意欲的な取り組みを促進

〈収入減少の程度に応じた補てんの状況〉

保険期間の収入減少の程度	補てんの状況
20%減	基準収入の89%まで回復
30%減	88%まで回復
40%減	87%まで回復
50%減	86%まで回復
60%減	85%まで回復
70%減	84%まで回復
80%減	83%まで回復
90%減	82%まで回復
100%減	81%まで回復

〈収入保険制度の補てん方式〉



**補償内容**

○ 農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本とし、保険期間の営農計画も考慮して、基準収入を設定。

○ 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)について、「掛け捨ての保険方式(保険金)」と「掛け捨てとならない積み立て方式(特約補てん金)」の組み合わせで補てん。

(注) 補償限度を9割、支払い率を9割とした場合

32年	31年	30年	加入スケジュール	
確定申告後(3月~6月)	1月~12月(税の収入の算定期間)	12月末	10月~11月	
保険金・特約補てん金の請求・支払	保険期間	保険料・積立金の納付	加入申請	
<p>○確定申告(青色申告)を行い、保険金・特約補てん金を請求</p> <p>〈提出書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険期間の収入金額実績申告書等</li> <li>・保険期間の税務申告書類の写し</li> </ul> <p>そのほか、事業消費や在庫がある場合は、事業消費帳簿、棚卸表を提出</p> <p>災害発生から補てん金の支払いまでの資金繰りに対応するため、無利子でつなぎ融資を実施</p>	<p>○適切に営農・販売を行うとともに、以下の取り組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業日誌、農産物の販売に関する帳簿等の記帳・保存(通常作成しているもので可)</li> <li>・数量減少が見込まれる場合の事故発生の通知(連絡)(連絡のみでも可。その場合、保険金請求時に書類を提出。価格低下については、提出不要)</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営農計画を変更する場合の申請</li> <li>・事業消費がある場合の「事業消費帳簿」(税務関係書類として作成しているもので可)の記帳・保存</li> </ul>	<p>保険料・積立金を納付</p> <p>※分割支払いも可(納付期限は保険期間の8月末)</p> <p>※積立金について、2年目以降の納付期限は保険期間の8月末</p>	<p>○保険料・積立金の算定に必要な加入申請書等を提出</p> <p>〈提出書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入申請書、過去の収入金額申告書、補助フォーム、農業経営に関する計画(保険期間の営農計画、収入試算、経営目標)等</li> <li>・過去の税務申告書類の写し</li> </ul> <p>※加入申請の年分の収入金額は、保険期間開始後に提出</p>	<p><b>加入要件</b></p> <p>○ 青色申告を5年間継続している農業者(ただし、加入申請時に青色申告の実績が1年分あれば加入できます)</p> <p>☞ 収入保険制度は、農業者ごとの収入減少を補てんするものであり、個々の農業者の収入を正確に把握する必要があります。</p>

〈補償限度額の上限〉

加入時に青色申告の実績が5年未満の場合

加入申請時の青色申告の実績	保険方式の補償限度額の上限
1年	基準収入の70%
2年	基準収入の75%
3年	基準収入の78%
4年以上(注)	基準収入の80%

(注) 保険期間開始後に得られる加入申請の年分の実績と併せて5年以上となる

※ただし、青色申告のうち現金主義による所得計算の特例を受けている者は対象外

青色申告を新たに始めるためには、「青色申告承認申請書」の提出が必要です。手続き期限や方法については、次のページをご覧ください。



**任意で加入できます。**

ただし、国の類似制度と併せて加入することはできません。どちらか一方を選択して加入します。

収入保険制度に関するお問い合わせ 営農組織や生産部会への説明会、個別相談も行います。詳しくはお問い合わせください。

NOSAI岩手 磐井地域センター 収穫共済課 ☎23-3072 担当:小野寺・岩淵

# 青色申告を始めよう!

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、正規の簿記と簡易な方法があります。税制上のメリットもありますので、早速、取り組んでみましょう。

## 正規の簿記（複式簿記）

仕訳帳、総勘定元帳、損益計算書、貸借対照表など

## 必要書類

## 簡易な方法

正規の簿記までは求めないが、白色申告では求められていない、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳を整備し、日々の取り引きを残高まで記帳

## 主なメリット

**65万円**を所得から控除可能

**青色申告の特別控除**

**10万円**を所得から控除可能

**専従者給与の必要経費算入**

青色申告者と生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら農業に従事している場合（6カ月以上）、支払った給与が労務の対価として適正な金額であれば、**全額必要経費**に算入できます。

税務署受付印		1 0 9 0	
所得税の青色申告承認申請書			
税務署長	納税地	○住所地・○居所地・○事業所等（該当するものを選択してください。） (〒 - - ) (TEL - - )	
年 月 日 提出	上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - ) (TEL - - )	
フリガナ	氏名	生年月日	○大正 ○昭和 年 月 日生 ○平成
フリガナ	職業	フリガナ	屋号
平成 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。			
1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）			
名称		所在地	
名称		所在地	
2 所得の種類（該当する事項を選択してください。）			
○事業所得 ・ ○不動産所得 ・ ○山林所得			
3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無			
(1) ○有（○取消し・○取りやめ） 年 月 日 (2) ○無			
4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日			
5 相続による事業承継の有無			
(1) ○有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2) ○無			
6 その他参考事項			
(1) 簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）			
○複式簿記・○簡易簿記・○その他（ ）			
(2) 備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）			
○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳 ○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他			
(3) その他			
預り税理士	税務署	整理番号	届出番号
(TEL - - )	0	A	B
	通信日付印の年月日	C	
	年 月 日		
	届出印		

## 青色申告を始めるには？

個人の場合、**3月15日まで**に、最寄りの税務署に「**青色申告承認申請書**」を提出する必要があります。この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます。

※青色申告については、JAいわて平泉で相談や記帳代行サービスを行っています。



# まかせて安心!! JA会計記帳代行

～JA農業経営管理支援事業～

JAいわてグループでは、農業者の皆さんの所得向上と生産拡大を応援するため、簿記記帳・決算書作成の代行を行っています。平成31年から始まる、収入保険制度の加入要件は青色申告を5年間継続している農業者を基本としています。ただし、加入申請時に青色申告の実績が1年以上あれば加入できますので、ぜひこの機会にJA農業経営管理支援事業を活用し青色申告をしてみませんか?



## メリット

- 日常の煩雑な簿記記帳から解放され、その他の営農管理に専念できます!
- 青色申告特別控除(最大65万円)の特典により、住民税・国民健康保険税の節約につながります!
- 経営や税金の悩みなど、JAスタッフや税理士に気軽に相談できます!
- JA総合事業による各種提案など、経営発展を目指すための支援を受けることができます!

### 主な代行事務

- **各種会計帳簿の作成・保存**  
農家の皆さんの経理データをJAの専用システムに入力します。
- **決算書類の作成**  
白色・青色申告双方に適用可能です。



### JA農業経営管理支援を利用する場合の要件(農家が行うこと)

- 利用料金のご負担(下表参照)
- 現金出納帳(JA取引以外)等の提出(原則毎月)
- 前年度の確定申告書など必要書類の提出
- 定期面談等への出席(年4回/6/11/12/2月)

### JA農業経営管理支援 利用料金

項目	支援内容	年間利用料金(税別)
会計記帳代行基本	農業経営に関する会計帳簿および決算書(所得税の白色および青色申告に対応可)の作成、経営分析および診断(システム汎用版の分析帳票類の配布・説明など)の支援	35,000円 (前年度の農業総収益が1千万円(税込)未満)
源泉事務代行基本(選択)	青色専従者給与または雇人費の源泉徴収事務(支払い給与・賞与・控除情報の登録、税額計算、源泉徴収簿・納付書の作成など)の支援	+5,000円 (青色専従者等が5人まで)
複数記帳管理加算(選択)	農業以外の事業または不動産事業に関する会計帳簿の作成および決算資料の作成	+10,000円 (前年度の総収益が500万円以下)
飼養家畜管理加算	飼養家畜管理(育成費用または期末棚卸・減価償却資産の評価計算など)の支援	+5,000円 (前年度末の飼養家畜頭数10頭まで)
消費税本則管理加算	消費税課税取引区分管理(勘定科目・消費税率ごとの取り引き区分の検証・入力管理など)の支援	+5,000円 (前年度の農業総収益が1千万円(税込)未満)
医療費集計管理加算(選択)	医療費の集計管理(通常の支払い医療費の個人・病院別集計ほか、セルフメディケーション医薬費の集計など)の支援	+2,000円 (前年度に提出した領収書等の枚数が30枚まで)

※1 税務申告書等作成費用は別途かかります

※2 上記に該当しない場合は、下記お問い合わせ先へご連絡ください